

新型コロナウイルス感染症の拡大により
影響を受けている

北海道民の みなさまへ

休業、無給、減給などによる今後の生活への不安や生活資金不足、納税や保険料の納付などでお困りのみなさまへの各種支援を実施しています。

※ 2020年6月1日現在の情報を掲載しています。

給付金等

すべてのみなさまに

子育て世帯への支援

業務や通勤などで発症した

感染・感染の疑いで無給や減給になった

収入減で家賃が払えない

収入減で学費等が払えない

貸付

生活資金に不安がある

納税が今は厳しい

社会保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

相談

いのちやこころに関する相談

最寄りの保健所
北海道立精神保健福祉センター ☎ 0570-064-556

DV・児童虐待・人権に関する相談

配偶者暴力(DV)相談窓口 ☎ 011-666-9955
児童虐待相談窓口 ☎ 189(局番なし)
みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

消費トラブルに関する相談

消費者ホットライン ☎ 188(局番なし)
道立消費生活センター ☎ 050-7505-0999

詳細は1ページへ

詳細は2ページへ



北海道

ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

北海道 コロナ 総合情報



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm>

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部



コロナに強い社会へ「新北海道スタイル」はじめよう。

道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします。

1. 人との間隔は、できるだけ空けましょう。
2. こまめに手洗いをしましょう。
3. 咳エチケットを徹底しましょう。
4. こまめに換気しましょう。
5. 3密(密閉・密集・密接)を回避しましょう。
6. 食事は持ち帰りや出前、デリバリーも利用しましょう。
7. 買い物や会議には、オンラインを上手に活用しましょう。



新北海道スタイル

すべてのみなさまに	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人当たり 10万円を給付 します。	一人当たり 10万円	各市町村または 総務省コールセンター ☎ 0120-260-020
子育て世帯への支援	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 対象児童一人当たり 1万円を支給 します。	児童一人当たり 1万円	各市町村または 内閣府コールセンター ☎ 0120-271-381
業務や通勤などで発症した	労災保険の休業補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には 労災保険給付の対象 となります。 (平均賃金の80%保障)	平均賃金の 80%補償	各労働基準監督署 (厚生労働省HP参照)
感染・感染の疑いで無給や減給になった	国民健康保険等の傷病手当金の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、国民健康保険、後期高齢者医療の傷病手当金を受けとれる場合があります。		各市町村
収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給対象範囲拡大	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、 家賃相当額(上限あり)を支給 します。 ※離職・廃業後2年以内／給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人		最寄りの自立相談支援機関 (厚生労働省HP参照)
	道営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方またはその同居親族に該当する方に 道営住宅を提供 します。		最寄りの各(総合)振興局 建設指導課(道庁HP参照)
収入減で学費等が払えない	学生支援緊急給付金	家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている方で、アルバイト収入が大幅に減少し、 修学の継続が困難 になっている学生等に 一人当たり10万円を給付 します。	一人当たり 10万円 うち住民税非課税世帯の学生 20万円	在学校※の担当窓口 ※国公立大学・大学院、短大、高専、専門学校(日本語教育専門機関を含む)
	高等教育修学支援新制度	予期できない事由により家計が急変し、世帯(父母等)の収入が減った場合、授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。		(独)日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
	高校生等奨学給付金(道立高校・私立高校)	家計急変世帯に対して、授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。		道立:教育庁高等教育課 ☎ 011-204-5760 私立:北海道庁学事課 ☎ 011-204-5066

貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金 主に休業された方等向け	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	最大 20万円	各市区町村社会福祉協議会 または北海道社会福祉協議会 特例貸付コールセンター ☎ 0120-32-1760
		総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内	厚生労働省 緊急小口資金・ 総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999
		勤労者福祉資金 勤労されている方や 離職された方向け	教育費や一般生活費などの資金を、取扱金融機関を通じて低利で融資します。 中小企業従業員、非正規雇用労働者： 120万円以内 （金利 年1.6%、保証料 年0.5%） ※新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた勤労者の方に対して、 保証料を免除（2020年9月末申込み受付分まで） 季節労働者： 120万円以内 （金利 年0.6%、保証料免除） 事業主都合の離職者： 100万円以内 （金利 年0.6%、保証料免除）		北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346 北海道庁雇用労政課 ☎ 011-204-5354
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予 （道税・国税等）	道税や国税について期限内に納税ができない場合は、納税の猶予が適用される場合があります。（市町村税も同様に適用される場合があります。）		【道税】 最寄りの各(総合)振興局 納税担当課または道税事務所 （道庁HP参照） 【国税】 札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	社会保険料等が払えない	国民年金保険料、 国民健康保険料等の猶予 など	支払いが困難になった方を対象に国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の支払いの猶予などが適用できる場合があります。		【国民年金】 各市町村 または年金事務所 （日本年金機構HP参照） 【国民健康保険等】 各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が適用できる場合があります。		お住まいの地域の水道局